

財務監督課 規制監督課 監督総括課 企 画 課	特定複合観光施設区域整備法関係手数料令等の改正について	令和４年１０月６日
1 趣旨 特定複合観光施設区域整備法関係手数料令の一部を改正する政令及び特定複合観光施設区域整備法施行令の一部を改正する政令について閣議請議を求めるもの。 2 議決を受ける法令（案） - 特定複合観光施設区域整備法関係手数料令の一部を改正する政令（案） （別添１－１、１－２） - 特定複合観光施設区域整備法施行令の一部を改正する政令（案） （別添２－１、２－２） 3 施行期日等（見込） 公布 令和４年１１月２日 施行 令和４年１１月２日		

政令第 号

特定複合観光施設区域整備法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二百三十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定複合観光施設区域整備法関係手数料令（令和三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「第一号イ」を「第四号イ」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号を同項第五号とし、同項第一号中「カジノ関連機器等輸入業者に係る検定」を「検定のうちカジノ関連機器等輸入業者に係るもの」に改め、同号を同項第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一 法第二百三十三条第一項第一号に掲げる者のうち法第四百九条（法第五百十条第二項において準用する場合を含む。第三号イにおいて同じ。）において準用する法第四十二条第三項の再交付を申請する者 当該再交付一件につき九千七百円

二 法第二百三十三条第一項第三号に掲げる者 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 法第五百十八条第三項において準用する法第一百八条第一項の承認を申請する者 当該承認一件につき、五千七百円に当該承認に係る法第五百十八条第三項に規定する確認特定カジノ関連機器等製造業務等従事者の数を乗じた額及び三千五百円の合計額

ロ 法第四百七条第一項（第一号に係る部分に限り、法第五百十条第二項において準用する場合を含む。）の承認を申請する者 当該承認一件につき七万三千三百円

ハ 法第四百七条第一項（第二号に係る部分に限り、法第五百十条第二項において準用する場合を含む。）の承認を申請する者 当該承認一件につき八万八千七百円

三 法第二百三十三条第一項第四号に掲げる者 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 法第四百九条において準用する法第五十二条第一項の認可を申請する者 当該認可一件につき一万二千円

ロ 法第四百十八条第二項（法第五百十条第二項において準用する場合を含む。）の認可を申請する者 当該認可一件につき一万九千二百円

第一条第三項中「第一項第一号及び第二号」を「第一項第二号ハ」に、「検定」を「承認」に、「電磁的カジノ関連機器等を製造し、及び検査する設備等が、法第五百十一条第三項第二号に規定する」を「カジノ関連機器等製造業の許可又はカジノ関連機器等外国製造業の認定に係る製造所の構造又は設備が、法第四百十五条第一項第五号（法第五百十条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる」に、「当該設備等」を「当該製造所」に改め、同項第一号中「次項」を「第五項」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項（前項において準用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定は、第一項第四号及び第五号に掲げる者に係る手数料の額について準用する。この場合において、前項中「承認」とあるのは「検定」と、「カジノ関連機器等製造業の許可又はカジノ関連機器等外国製造業の認定に係る製造所の構造又は設備が、法第四百十五条第一項第五号（法第五百十条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる基準」とあるのは「電磁的カジノ関連機器等を製造し、及び検査する設備等が、法第五百十一条第三項第二号に規定する基準」と、「当該製造所」とあるのは「当該設備等」と読み替えるものとする。

第二条中「手数料は、」の下に「同条第一項第一号から第三号までの申請又は」を加える。

第三条第一項中「第一条第一項第一号イ」を「第一条第一項第四号イ」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

特定複合観光施設区域整備法関係手数料令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(国に納付する手数料の額) 第一条 特定複合観光施設区域整備法(以下「法」という。)第二百三十三条第一項の規定により国に納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 法第二百三十三条第一項第一号に掲げる者のうち法第四百九条(法第五百十条第二項において準用する場合を含む。第三号イにおいて同じ。)において準用する法第四十二条第三項の再交付を申請する者 当該再交付一件につき九千七百円 二 法第二百三十三条第一項第三号に掲げる者 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額 イ 法第五百十八条第三項において準用する法第一百八条第一項の承認を申請する者 当該承認一件につき、五千七百円に当該承認に係る法第五百十八条第三項に規定する確認特定力ジノ関連機器等製造業務等従事者の数を乗じた額及び三千五百円の合計額 ロ 法第四百七条第一項(第一号に係る部分に限り、法第五百十条第二項において準用する場合を含む。)の承認を申請	(国に納付する手数料の額) 第一条 特定複合観光施設区域整備法(以下「法」という。)第二百三十三条第一項の規定により国に納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (新設) (新設) (新設)

する者 当該承認一件につき七万千三百円

ハ 法第四百七条第一項（第二号に係る部分に限り、法第五百十条第二項において準用する場合を含む。）の承認を申請する者 当該承認一件につき八万八千七百円

三 法第二百三十三条第一項第四号に掲げる者 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 法第四百九条において準用する法第五十二条第一項の認可を申請する者 当該認可一件につき一万二千円

ロ 法第四百八条第二項（法第五百十条第二項において準用する場合を含む。）の認可を申請する者 当該認可一件につき一万九千二百円

四 法第二百三十三条第一項第五号に掲げる者（次号に掲げる者を除く。） 法第五百十一条第一項又は第二項の検定（以下「検定」という。）一件につき、次のイ及びロに掲げる額の合計額に二万二千二百円（検定のうちカジノ関連機器等輸入業者に係るものにあつては、二万三千円）を加えた額

イ・ロ （略）

五 （略）

六 法第二百三十三条第一項第六号に掲げる者 検定一件に必要な試験につき、第四号イに掲げる額

2 （略）

3 第一項第二号ハに掲げる者に係る承認の申請について、カジノ管理委員会が、カジノ関連機器等製造業の許可又はカジノ関連機

（新設）

一 法第二百三十三条第一項第五号に掲げる者（次号に掲げる者を除く。） 法第五百十一条第一項又は第二項の検定（以下「検定」という。）一件につき、次のイ及びロに掲げる額の合計額に二万二千二百円（カジノ関連機器等輸入業者に係る検定にあつては、二万三千円）を加えた額

イ・ロ （略）

二 （略）

三 法第二百三十三条第一項第六号に掲げる者 検定一件に必要な試験につき、第一号イに掲げる額

2 （略）

3 第一項第一号及び第二号に掲げる者に係る検定の申請について、カジノ管理委員会が、電磁的カジノ関連機器等を製造し、及び

器等外国製造業の認定に係る製造所の構造又は設備が、法第四百十五條第一項第五号（法第五百十條第二項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合するかどうかを審査するため、その職員を、当該製造所の所在地に出張させる必要があると認める場合における手数料の額は、前二項の規定にかかわらず、第一項第二号ハに掲げる者について前二項の規定により算出した額に、それぞれ次に掲げる額の合計額を加えた額とする。

一 職員二人が当該出張をすることとした場合における国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額（次号及び第五項において「旅費相当額」という。）

二（略）

4 前項の規定は、第一項第四号及び第五号に掲げる者に係る手数料の額について準用する。この場合において、前項中「承認」とあるのは「検定」と、「カジノ関連機器等製造業の許可又はカジノ関連機器等外国製造業の認定に係る製造所の構造又は設備が、法第四百十五條第一項第五号（法第五百十條第二項において準用する場合を含む。）に掲げる基準」とあるのは「電磁的カジノ関連機器等を製造し、及び検査する設備等が、法第五百十一條第三項第二号に規定する基準」と、「当該製造所」とあるのは「当該設備等」と読み替えるものとする。

5 第三項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、当該職員は一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法

検査する設備等が、法第五百十一條第三項第二号に規定する基準に適合するかどうかを審査するため、その職員を、当該設備等の所在地に出張させる必要があると認める場合における手数料の額は、前二項の規定にかかわらず、第一項第一号及び第二号に掲げる者について前二項の規定により算出した額に、それぞれ次に掲げる額の合計額を加えた額とする。

一 職員二人が当該出張をすることとした場合における国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額（次号及び次項において「旅費相当額」という。）

二（略）

（新設）

4 前項の場合において、当該職員は一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第一イの行政職俸給表

律第九十五号) 別表第一イの行政職俸給表(一)に掲げる職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算することとし、旅行日数その他旅費相当額の計算に関し必要な細目は、カジノ管理委員会規則で定める。

(国に納付する手数料の納付方法)

第二条 前条の手数料は、同条第一項第一号から第三号までの申請又は検定の申請に係る書類に当該手数料の額に相当する収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、カジノ管理委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(指定試験機関に納付する手数料)

第三条 法第二百三十三条第二項に規定する者が同項の規定により指定試験機関に納付しなければならない手数料の額は、検定一件に必要な試験につき、第一条第一項第四号イに掲げる額に十二万九百円(電磁的カジノ関連機器等のうちカジノ管理委員会規則で定めるものに係る試験にあつては、六万九千百円)を加えた額とする。

2 (略)

(一)に掲げる職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算することとし、旅行日数その他旅費相当額の計算に関し必要な細目は、カジノ管理委員会規則で定める。

(国に納付する手数料の納付方法)

第二条 前条の手数料は、検定の申請に係る書類に当該手数料の額に相当する収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、カジノ管理委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(指定試験機関に納付する手数料)

第三条 法第二百三十三条第二項に規定する者が同項の規定により指定試験機関に納付しなければならない手数料の額は、検定一件に必要な試験につき、第一条第一項第一号イに掲げる額に十二万九百円(電磁的カジノ関連機器等のうちカジノ管理委員会規則で定めるものに係る試験にあつては、六万九千百円)を加えた額とする。

2 (略)

政令第 号

特定複合観光施設区域整備法施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二百三十四条第二項から第四項までの規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 入場料及び認定都道府県等入場料並びに国庫納付金及び認定都道府県等納付金（第四十条―第四十六条）」を 第八章 雑則（第四十七条―第五十条）
付金（第四十条―第四十六条）
に改める。

本則に次の一章を加える。

第八章 雑則

（審査費用の概算額の算定）

第四十七条 法第二百三十四条第二項及び第三項の規定による概算額の算定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 法第二百三十四条第二項の概算額 同条第一項の審査のために必要な調査の対象となる者の数その他の審査の対象となる事項に関する数量に応じて当該審査に要すると見込まれる人件費、物件費、旅費その他の費用を勘案して算定すること。

二 法第二百三十四条第三項の概算額 同項の追加の調査に要すると見込まれる人件費、物件費、旅費その他の費用を勘案して算定すること。

（審査費用の概算額等の通知）

第四十八条 法第二百三十四条第二項から第四項までの規定による概算額又は不足額の通知は、同条第七項に規定する事項並びに納付の期限及び場所を記載した書面をもつてするものとする。

（審査費用の概算額に係る現金の保管）

第四十九条 カジノ管理委員会は、法第二百三十四条第二項又は第三項の規定による概算額の納付があったときは、同条第一項の審査が終了した後に当該概算額の全部若しくは一部を一般会計の歳入に繰り入れるため、又は次条の規定により当該概算額の全部若しくは一部を当該概算額を納付した者に返還するため、当該概算額に係る現金の全部を保管するものとする。

（審査費用を超える額の返還）

第五十条 カジノ管理委員会は、法第二百三十四条第二項又は第三項の規定により概算額として納付された額が同条第一項の費用の額を超えるときは、その超える額について、遅滞なく、当該概算額を納付した者に返還するものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

特定複合観光施設区域整備法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第一章～第七章 (略) 第八章 雑則(第四十七条―第五十条) 附則 第八章 雑則 (審査費用の概算額の算定) 第四十七条 法第二百三十四条第二項及び第三項の規定による概算額の算定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。 一 法第二百三十四条第二項の概算額 同条第一項の審査のために必要な調査の対象となる者の数その他の審査の対象となる事項に関する数量に応じて当該審査に要すると見込まれる人件費、物件費、旅費その他の費用を勘案して算定すること。 二 法第二百三十四条第三項の概算額 同項の追加の調査に要すると見込まれる人件費、物件費、旅費その他の費用を勘案して算定すること。 (審査費用の概算額等の通知) 第四十八条 法第二百三十四条第二項から第四項までの規定による	目次 第一章～第七章 (略) (新設) 附則 (新設) (新設)

概算額又は不足額の通知は、同条第七項に規定する事項並びに納付の期限及び場所を記載した書面をもつてするものとする。

（審査費用の概算額に係る現金の保管）

第四十九条 カジノ管理委員会は、法第二百三十四条第二項又は第三項の規定による概算額の納付があつたときは、同条第一項の審査が終了した後に当該概算額の全部若しくは一部を一般会計の歳入に繰り入れるため、又は次条の規定により当該概算額の全部若しくは一部を当該概算額を納付した者に返還するため、当該概算額に係る現金の全部を保管するものとする。

（審査費用を超える額の返還）

第五十条 カジノ管理委員会は、法第二百三十四条第二項又は第三項の規定により概算額として納付された額が同条第一項の費用の額を超えるときは、その超える額について、遅滞なく、当該概算額を納付した者に返還するものとする。

（新設）

（新設）